

## 「藤井教授に対する BPO 申し立ては言論弾圧なのでは？」

平成 27 年 10 月 27 日

### ●コテヤン@どうやら管理人さんからの質問

現在藤井聡教授に対する大阪維新の会の BPO の問題が大阪で起きております。内容をご存知と思いますが、藤井聡教授の私信を維新が入手し BPO に申し立てをしたとのこと。私はこれは言論弾圧なんじゃないか？と思いますが西田先生はいかがお考えでしょうか？

### ●西田昌司の答え

大阪維新の会が、ABC 朝日放送の番組にレギュラーコメンテーターとして出演する藤井先生に対して、「特定の候補者や特定の政治団体を不利にすることを目的としてテレビ番組を利用しようとする意図を明確に持つ者を、テレビ番組のレギュラーコメンテーターとして起用し続けることは、放送法 4 条に明確に違反する」といった論法で放送倫理・番組向上機構（BPO）に異議を申し立てました。その結果、藤井先生は番組から降ろされてしまったのですが、この件には私も関わってしまっていて、藤井先生にアドバイスをさせていただきました。藤井先生は元々大学の先生で非常にお忙しい方ですし、テレビ出演がなくなったのであればしばらくは休まれたらよいと思うのです。しかし、問題は大阪維新の「目的達成のためには手段を選ばない」全体主義的な体質であり、そこに私は危惧の念を抱いています。

大阪維新は、藤井先生が自民党推薦のダブル候補者に送ったとされるメールの内容を何らかの方法で入手し、その私信について騒ぎ立てているのですが、そもそも何故私信が公にされているのでしょうか？日本国憲法の 21 条には「通信の秘密は、これを侵してはならない」とありますし、私信をあげつらう大阪維新のやり方は「表現の自由」をないがしろにした憲法にも抵触

する人権問題として捉えるべきであり、とんでもないことだと思います。

大阪維新は藤井先生のテレビ出演が放送法4条に違反すると主張していますが、番組が確保すべき公平さは「番組全体の公平さ」であって「出演者一人一人の公平さ」ではないことは言うまでもありません。大阪維新批判の急先鋒である藤井先生が番組内で大阪維新に批判的なコメントをするのは当然ですし、それに対して「放送法4条に違反している」と訴える大阪維新の主張自体が「放送法4条の精神に反している」と言えるでしょう。

私は藤井先生に立派な弁護士を紹介して「大阪維新の『通信の秘密』『言論の自由』に対する侵害に対しては徹底的に戦うべき」とのアドバイスを伝えました。大阪ダブル選挙においては、大阪都構想を粉碎するためにも自民党が擁立する二人の候補者に期待したいと思います。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>